

平成 22 年度支障除去等措置済区域等活用方策事前検討調査業務の概要について

1 業務の目的

生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止に係る措置済区域又は最終処分場の跡地等において、地球温暖化防止等環境保全に資する土地の有効活用を図るための具体的な方策を検討する。

2 業務の内容

(1) 対象となる区域の選定

- ①現に存在している残存事案の区域の中の代表的なパターンを反映して勘案した仮想の区域
- ②現に存在する支障除去等措置済区域又は最終処分場の跡地について、計 5 か所程度を選定。

(2) 考えられる土地の利活用方策の設計

設定した区域について、地球温暖化防止対策を中心に環境保全に資する土地の利活用方策に係る以下の業務を行う。

ただし、ここでいう土地の利活用方策には、単に事案の区域の緑化や自然公園として利活用するといったものは除く。

ア 土地利活用の例

- ①太陽光発電施設
- ②バイオマス施設
- ③その他太陽熱、風力等の再生エネルギー施設

イ 設計する内容

- ①利活用方策に係る設計事項
- ②初期投資に係るコスト
- ③維持管理費用
- ④維持管理手法
- ⑤土地の利活用によって得られる利益
- ⑥収支計算
- ⑦その他

(3) 検討調査の進め方

- ア 現地調査
- イ 土地の利活用方策の設計

平成 22 年度支障除去等措置済区域等活用方策事前検討調査業務仕様書

1. 業務の目的

生活環境保全上の支障の除去又は発生防止に係る措置（以下「支障除去等措置」という。）
済又は最終処分場の跡地（廃止手続後の指定区域）等において、地球温暖化防止等環境保全
に資する土地の有効活用を図るための具体的な方策を検討することを目的とする。

2. 業務の内容

（1）対象となる区域の選定

現に存在している残存事案の区域の中の代表的なパターンを反映して勘案した仮想の区域、現に存在する支障除去等措置済区域又は最終処分場の跡地（廃止手続後の指定区域）
について、計 5 箇所程度を選定する。

1) 現に存在している残存事案の区域の中の代表的なパターンを反映して勘案した仮想の区域

全国に約 2,700 件ある残存事案の区域の現況を十分に勘案し、考えられる代表的な区域を想定して、対象となる区域を仮想的に設定する。代表的な区域の区分としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

① 立地

- ・ 居住地や事業所から遠い
- ・ 居住地や事業所が比較的近くにある

② 土地の形態

- ・ 谷間を埋め立てたような形態（周りが木々に囲まれている 等）
- ・ 山積みされた平らでない形態
- ・ 整地されている比較的平らな形態

③ 土地の使用形態

- ・ 廃棄物関連施設（処分場等）であったところ
- ・ 廃棄物関連施設以外（宅地、農地 等）

④ 交通の便

- ・ 幹線道路等から離れており、交通の便が悪いところ
- ・ 幹線道路等から比較的近く、交通の便は悪くないところ

⑤ 土地の所有や使用権限

- ・ 都道府県等が所有している（又は所有が見込まれている）もの
- ・ 都道府県等以外の者（廃棄物処理業者又は廃棄物処理業者や都道府県等以外の第三者）が所有しているが、都道府県等（市町村を含む）が使用権限を有している（又は使用権限が与えられることが見込まれている）もの

⑥ 廃棄物処理法第 15 条の 17 の規定に基づく指定区域の指定の有無

- ・ 指定区域となっているもの
- ・ 現には指定区域となっていないもの（ただし、都道府県等の管理下にある区域）

2) 支障除去等措置済等区域

本調査の実施を希望する都道府県及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 27 条に定める市（以下「都道府県等」という。）の不法投棄等事案の区域（下記ア、イのような区域）や最終処分場の跡地（廃止手続後又は見込みの指定区域）とする。

- ア 既に支障除去等措置（全量撤去以外の措置）が完了しており、指定区域となっている区域
- イ 現に不法投棄等の事案があつて、現在支障除去等措置を実施しており、措置完了後の土地所有者等が当該管轄の都道府県等になることが見込まれている（全量撤去以外の措置を講じ、措置後に指定区域となると見込まれる区域等）区域

なお、区域の選定にあたっては、請負者が都道府県等に対して参加希望を募るアンケートを実施し、その結果をもとに環境省担当官と協議を行うものとする。

(2) 考えられる土地の利活用方策の設計

(1) で設定した区域につき、地球温暖化防止対策を中心に環境保全に資する土地の利活用方策について、以下の業務を行うこと。但し、ここでいう土地の利活用方策には、単に事案の区域の緑化や自然公園として利活用するといったものは除くものとする。

1) ①に示す土地の利活用の例を参考にして、下記②に掲げる事項につき、できるだけ具体的かつ詳細に設計すること。

① 土地利活用の例

ア 太陽光発電施設

- i) 電力会社への単純売電
- ii) 周辺の公共施設、特定の工場又は住宅への売電・利用
- iii) 当該区域の維持管理への電力活用 等

イ バイオマス施設

大きく成長する、成長が早い等の高い利活用が見込まれるススキ等の植栽と定期的な伐採及び伐採されたススキ等からバイオマスエネルギーを回収する施設の設置並びに当該エネルギーの周辺地域等での利用（売エネルギー等）

ウ その他太陽熱、風力等の再生エネルギー施設

エ その他

廃棄物対策の観点から必要な公共施設（災害時の廃棄物ヤード等） 等

② 設計する内容

ア 利活用方策に係る設計事項

発電量見込、売電・単価、利活用先（地域、家庭等）、変動する電力を平準化するための蓄電方策等の具体的かつ詳細な設計を行う。

イ 初期投資に係るコスト

i) 施設の設置、配電線、利活用先での蓄電等運用に係る一連の工事一式に要する経費の具体的かつ詳細な試算を行う。但し、リースできるものは極力リースし、初期投資に係るコストを減らすよう努めるものとする。

ii) 土地の利活用に伴い新たに発生しうる、指定区域や残存事案の区域における生活環境保全上の支障又はそのおそれの防止のための必要な措置に要する経費の具体的かつ詳細な試算を行う。但し、中長期的に支障等が生ずることがないような追加的措置を想定し試算すること。

ウ 維持管理費用

当面、20年程度の期間を想定した、土地の利活用に係る施設等の維持管理費用の具体的かつ詳細な試算を行う。但し、当該期間途中での改修費用が発生しないよう、工夫すること。また、維持管理に係る設備等についてもリースできるものは極力リースし、コストを減らすよう努めるものとする。

エ 維持管理手法

当面、20年程度の期間を想定した、土地の利活用に係る施設等の維持管理手法（維持管理方法、技術、主体等）の具体的かつ詳細な設計を行う。但し、合理的かつ経済的な手法を検討すること。

オ 土地の利活用によって得られる利益

土地の利活用によって得られる利益（成果物の直接利用によって得られる利益や販売等によって得られる収入、施設を他者に利用させることによって得られる収入等）の具体的かつ詳細な試算を行う。

カ 収支計算

利活用方策の設計の際には、土地の利活用によって得られる収入（成果物の販売等によって得られる収入や施設を他者に利用させることによって得られる収入等）及びこれに要する支出（初期投資コストや維持管理に係るコスト等）の具体的かつ詳細な計算を行い、損失が生じないような方策を検討すること。

キ その他

i) 周辺住民との関係で配慮すべき事項

ii) その他土地の利活用方策の実施に関し配慮すべき事項

2) 1) ①に掲げるものの他にどのような環境保全に資する土地の利活用方策があるか検討した上で、その検討結果を踏まえて具体的な利活用方策（モデル事業）を複数例提案し、併せて提案された利活用方策につき、上記1) ②に掲げる事項をできるだけ具体的かつ詳細に設計すること。

(3) 検討調査の進め方

1) 現地調査

(1) で選定した土地の利活用方策の設計にあたっては、専門家を含む検討チームを設置するものとし、個別の事案の区域や参考となる区域については、当該チームのメンバー及び当該都道府県等担当者が現地の状況を詳細に確認（現地調査。日帰り、5箇所程度、各箇所請負先担当者2名程度、環境省担当官2名程度及び有識者等3名程度並びに都道府県等担当者2名程度同行）して進めるものとする。なお、現地調査の日程は、請負者がチームメンバーや都道府県等担当者と調整の上決めることとする。また、有識者等（3級～6級相当）及び都道府県等担当者（3級～6級相当）に対して国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に従って旅費を支払うこととする。

2) 土地の利活用方策の設計

上記(2)1)及び2)の設計に当たっては、環境省担当官2名程度、請負先担当者2名程度、廃棄物処理行政の専門家等の有識者等3名程度を構成員とした検討チーム（1区域、各2回程度、計10回開催）を組織し、東京23区内で実施すること。なお、検討チームでの検討等の実施に際しては、有識者等（3級～6級相当）に対して旅費及び謝金を支給することとし、旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律に従って支給するとともに、謝金は1名・1回当たり18,200円を支給するものとする。

3) 検討チームに係る事務

検討チームに関しては、請負者は以下の業務を行う。

- ① 環境省担当官と協議の上、メンバーとなる有識者等を選定する。
- ② 検討チームによる検討等に要する資料を作成する。
- ③ 会場の確保（各半日）、メンバーとの日程調整、開催通知の作成・送付、お茶代の支払（環境省以外のメンバー5名（有識者3名及び請負先担当者2名）、有識者等への謝金・旅費の支払、当日の議事進行等の事務全般を行う。
- ④ 検討チームでの検討の結果等を踏まえ、土地の利活用方策を複数取りまとめる。
- ⑤ その他、上記に関連する資料の作成等の作業（環境省内検討用資料、関係機関への説明・配布資料の作成等）を行う。

3. 業務履行期限

契約締結日～平成23年3月31日

(新) 不法投棄等の支障除去等事業完了後の跡地等の有効活用
モデル事業

200百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要

不法投棄等の支障除去等事業が完了した事案の跡地や最終処分場の跡地の利活用方策として、地球温暖化防止に資するエネルギー供給のインフラ整備等のモデルを提示し、これら跡地の利活用を進めるとともに、廃棄物の最終処分場の立地等の推進を図る。

2. 事業計画

不法投棄等の支障除去等事業が完了した跡地や最終処分場の跡地を対象に、跡地利活用方策設計のための事前調査や活用可能な地球温暖化防止に資する再生利用可能エネルギー等に係る最新の知見の収集及び整理を行う。

さらに、これらの跡地のうち、当該土地の管理が都道府県等によることが見込まれる事案の区域の中からモデル事業の対象となる区域を複数選定し、各々の区域ごとに当該区域の特徴を踏まえ、太陽熱や太陽光等の再生可能エネルギーの供給等地球温暖化防止に資するインフラ整備等の事業を実施するための詳細かつ具体的な複数のモデル案(当面20年間程度の利活用及び維持管理に関する案)を複数設計し、取りまとめる。

本モデル案の設計に当たっては、当該モデル地域において、太陽熱や太陽光等の再生可能エネルギーの供給等地球温暖化防止に資する設備を実際に設置し、当該設備を実際に稼働し、そこで作られたエネルギー等の活用を試みる。

上記モデル事業の結果をもとに、不法投棄等の跡地等の利活用の推進に係るマニュアルを策定し、本事業で設計した実施可能なモデル等を広く提示し、不法投棄等や最終処分場の跡地を有する都道府県等においてこれら跡地の利活用を推進する。

3. 施策の効果

「負の遺産」と化している不法投棄等の支障除去等事業が完了した跡地や最終処分場の跡地について、これらを活用した地球温暖化防止に資するインフラ整備等を行うことにより、「負の遺産」を解消することができる。とともに地域のイメージアップを図ることができる。

また、最終処分場の跡地を有効活用することで当該施設に対する負のイメージを払拭し、新設が難しい廃棄物の最終処分場の立地の促進を図ることができる。

不法投棄等の支障除去等事業完了後の跡地等の有効活用モデル事業

不法投棄等の支障除去等事業が完了した跡地等が「負の遺産」化

「負のイメージ」がある最終処分場の立地が困難

地球温暖化防止に資する再生利用可能エネルギー等の最新の知見の収集・整理・取りまとめ
複数のモデル地域の選定
モデル区域の跡地利用活用方策設計のための事前調査
利活用方策モデル案の設計
跡地利活用の実証実験の実施(再生可能エネルギー関連施設の設置・稼働)
モデル区域以外の区域に係る情報収集、土地の調査・分析
跡地利活用方策について取りまとめたマニュアルの作成

都道府県等に対して地球温暖化に資するエネルギー供給のインフラ整備等の環境公共事業のモデルを提示。

不法投棄等の跡地等の「負の遺産」の解消・利活用促進
最終処分場に対する「負のイメージ」の払拭・立地促進